

福生市議会だより

FUSSA

No.167
発行 福生市議会
平成20年10月25日
〒197-8501 福生市本町5番地
042(551)1511(代表)
042(551)1523(ダイヤルイン)

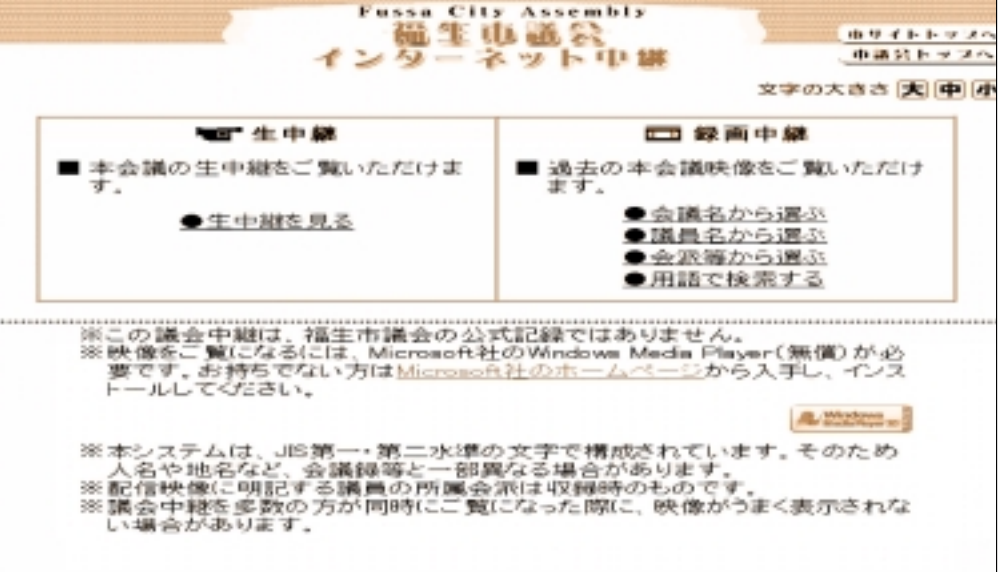
平成20年 第3回定例会

インターネット議会中継 本会議のライブ中継と録画配信がはじまりました！

―新庁舎改修等を含む補正予算可決―

主な内容

可決された案件	2面
平成19年度決算審査から	3面
一般質問	4~6面
委員会の審査から	7~8面
特別委員会活動から	8面



議会中継トップページ



議会中継配信イメージ

三日目に引き続き、残り一人の議員が一般質問を行いました。その後、市長から提案された平成一九年度福生市一般会計の決算認定と特別会計五会計の決算認定、条例改正、補正予算等一七議案と陳情三件、請願二件を三常任委員会に付託しました。

五日目(二九日)最終日は、各委員会に付託され結論付けられた議案等一七件を可決及び認定し、請願一件、陳情一件を採択し、「消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める請願書」は、請願者の申し出により取り下げられました。さらに議員提出による福生市議会会議規則の一部を改正する規則一件と、意見書二件を可決し、福生市教育委員会委員の任命、固定資産評価審査委員会委員の選任同意、人権擁護委員候補者の推薦に関する諮問への答申が決定され、定例会を閉会しました。

地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書

福生市議会は、国に対し、消費者主役の消費者行政を実現するため、次のような措置を講ずるよう強く要請する。

- 消費者の苦情相談が、地方自治体の消費生活相談窓口で適切に助言・あっせん等により解決されるよう、消費生活センターの権限を法的に位置づけるとともに、消費者被害情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワークを構築すること等、必要な法制度の整備をすること。
- 地方消費者行政の体制、人員及び予算を抜本的に拡充強化するための財政措置をとること。

(提出先 内閣総理大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣(消費者行政推進担当)、衆議院議長、参議院議長)

「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は不離一体である。だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、「こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きること・困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をとおし、社会に参加する道を開くものである。

よって、福生市議会は、国に対し、社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかなる制定を行うよう強く要請する。

(提出先 内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長)

その後、六人の議員から、市の行政全般にわたり、市長等に対して、事務の執行状況や、市のマニフェストにある「五つの元気」がどのように実現化されていくのか、市の方針や市民要望に対する考え方などについて一般質問が行われました。

二日目に引き続き、七人の議員が一般質問を行いました。

三日目(四日)は、二日目に引き続き、七人の議員が一般質問を行いました。

四日目(五日)は、